

○丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金交付要綱

(平成 28 年 4 月 15 日告示第 90 号)

改正 平成 30 年 7 月 17 日告示第 47 号 令和元年 5 月 17 日告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、定住促進による地域活性化を図るため、丸亀市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 44 号)に定めるもののほか、丸亀市内への移住者の民間賃貸住宅の賃借に要する家賃等の一部に対する補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 香川県外で 3 年以上在住した後、転勤、就学その他一時的な居住ではなく、永住し、又は相当期間生活の本拠を置くことを目的として、申請年度の前々年度の 4 月 1 日以降に丸亀市内へ転入し、丸亀市に住民票の登録がある者をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 移住者と建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅であって、公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、雇用促進住宅及び三親等以内の親族所有の住宅を除くものをいう。
- (3) 家賃等 移住者が締結した民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料(管理費、共益費及び駐車場料金を除く。以下同じ。)並びに礼金、不動産取引手数料及び家賃支払保証料(以下「初期費用」という。)をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住者に該当していること。
- (2) 移住者が民間賃貸住宅を借り上げて、家賃等を負担していること。
- (3) 単身世帯でないこと。
- (4) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- (5) 補助対象者が属する世帯の構成員(当該補助対象者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。)が、補助金の交付申請時及び実績報告時に納付すべき期限の到来した県税及び市税を完納していること。

(6) 世帯構成員が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する保護又は公的家賃補助を受けていないこと。

(7) 世帯構成員に、暴力団等の反社会的勢力の構成員がいないこと。

(8) 世帯構成員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、事業所等の人事異動、就職等により丸亀市内に定住しないことが明らかであると市長が認める者は、補助金の交付対象としないことができる。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の額は、次に掲げる方法によって算出する額の総計とする。

(1) 賃借料から事業所等から支給される住宅手当を除いた金額の 2 分の 1 と 2 万円のいずれか低い額とする。ただし、転入した日の属する月の翌月から起算して 24 ヶ月までを対象とする。

(2) 初期費用の合計額の 2 分の 1 と 6 万円のいずれか低い額とする。ただし、1 回に限り対象とする。

2 前項各号の方法により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、年度ごとに丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が転入前 3 年間に丸亀市に居住していないことを証明する書類

(2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額及びその内容が分かる資料

(4) 丸亀市定住促進民間賃貸住宅等補助金誓約書(様式第 2 号)

(5) 県税に滞納が無いことを証明する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、交付を決定した者には丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付を決定した者には丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容に変更が生じたときは、丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金変更申請書(様式第5号)に変更内容の分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請を承認することと決定したときは、丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、申請年度の3月末日までに丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難になったときは、市長の承認を受けて、期限を延長することができる。

- (1) 家賃等の支払が完了したことを証明する書類の写し
- (2) 事業所等から支給された住宅手当の額の分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容の審査を行い、補助金の交付決定の内容(第7条の規定に基づく変更承認があった場合は、その内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 前項において確定しようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(支払)

第10条 交付決定者が補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金精算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出を受けたときは、速やかに交付決定者に対し補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金交付決定取消し等通知書(様式第 10 号)により、第 6 条の決定内容の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができる。

(1) 交付決定者が第 3 条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 17 日告示第 47 号)

この告示は、平成 30 年 7 月 17 日から施行し、改正後の丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 5 月 17 日告示第 2 号)

この告示は、令和元年 5 月 17 日から施行し、改正後の丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。